

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学学則（平成22年放送大学規則第1号）第30条第4項の規定に基づき、放送大学（以下「本学」という。）が実施する社会教育主事講習（社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5に定めるもの。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学が実施する社会教育主事講習（以下「講習」という。）は、主として社会教育主事となる資格を得るために修得すべきすべての科目を修得している者を対象として一部の科目を指定して実施するもので、社会教育に携わる専門的職員等の資質の向上を目的とする。

(受入定員)

第3条 講習の受入定員は、年度ごとに別に定める。

(開設期間)

第4条 講習の開設期間は、年度ごとに別に定める。

(講習を受講する者の身分)

第5条 講習を受講する者の身分は、社会教育主事講習生（以下「講習生」という。）とする。

2 講習生としての身分を有する期間は、前条に定める開設期間とする。

(講習科目)

第6条 講習科目及び単位数は別表第1のとおりとする。

(受講資格)

第7条 講習を受講することができる者は、社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号。以下「省令」という。）第2条の各号のいずれかに該当する者のうち、主として社会教育主事となる資格を得るために修得すべきすべての科目を修得している者とする。

(受講の申込)

第8条 講習の受講を希望する者は、所定の方法により申込みを行い、別に定める書類を提出しなければならない。

(受講者の選定)

第9条 受講者の選定は、受講資格の有無及び既修得科目の状況を調査し、社会教育主事講習運営委員会の意見を聴いて行う。

(受講の許可)

第10条 前条の規定により選定された者は、別表第2に定める講習料の全額を、所定の期日までに納付しなければならない。

2 学長は、前項の講習料の納付を完了した者に講習の受講を許可する。

(既修得単位の認定)

第11条 省令第7条第2項及び第3項の規定により、大学における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修（以下「既修得単位等」という。）をもって、講習の科目の単位として認定を希望する者は、別に定める書類を提出しなければならない。

2 学長は、既修得単位等をもって講習の科目の単位を修得したものと認める者に対して、単位修得認定書を交付する。

(単位修得の認定)

第12条 講習科目を履修し、単位修得の認定のための試験（以下「修了テスト」という。）に合格した者については、当該科目の単位修得を認定する。

(修了証書の授与等)

第13条 学長は、省令第3条に定めるところに従い8単位以上の単位を修得した者に対して、修了証書を授与する。

2 学長は、一部の講習科目の単位を修得した者に対して、単位修得証明書を交付する。

3 前2項の修了証書又は単位修得証明書の再交付を受けようとする者は、別表第2に定める手数料を添えて大学本部に再交付願を提出するものとする。

(受講許可の取消し)

第14条 本学の規則に違反し、講習の実施を甚だしく阻害するなど本学の秩序を乱し、又は修了テスト等において不正行為のあった者は、社会教育主事講習運営委員会の議を経て、学長が受講許可を取り消す。

2 前項の場合において、当該者が既に修了テストを受験しているときは、当該不正行為のあった講習の開設期間における当該者の全講習科目の受験を無効とする。

(講習料)

第15条 講習の受講に必要な費用は、講習料とし、講習料の額は、別表第2のとおりとする。

(講習料の返還)

第16条 納入した講習料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、納入した者の申出により当該各号に定める額を返還する。

一 本学の定める所定の時期までに受講を辞退した場合 納入された講習料のうち、別表第2に定める事務手数料の額を差し引いた額

二 その他やむを得ない事由があると認めた場合 納入された講習料の範囲内で本学が認めた額

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、講習に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表第1 講習科目

科目名	単位数
生涯学習支援論	2単位
社会教育経営論	2単位

## 別表第2 講習料等

区分	金額
講習料	1講習科目当たり 16,000円
社会教育主事講習修了証書又は社会教育主事講習単位修得証明書の再発行に係る手数料	1通につき 200円
入金後から本学が定める所定の時期までの受講の辞退に係る事務手数料	2,000円